

A

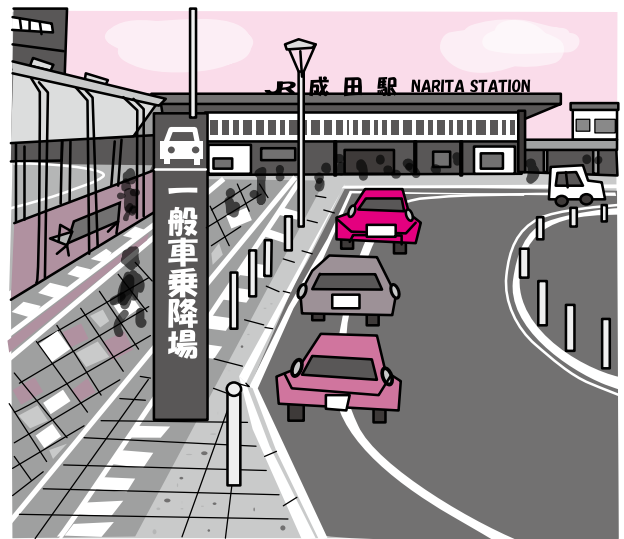
市長室からお答えします

JR成田駅東口の送迎車乗降場

Q 子どもの送迎でJR成田駅の東口ロータリーを利用しますが、停車スペースが少ないため、いつも渋滞しています。空きスペースがあるのにどうして利用できないのですか。

A 一般車や送迎車の乗降場脇の中央の空きスペースは、送迎車両の待機場所としての利用も検討しましたが、乗降者による道路の横断が懸念され、事故防止の観点から断念し、駅前でのイベント時や緊急時の場合に限り使用しています。従前の駅前広場は、一般車やバス・タクシーが混在して、一般車の乗降スペースが明確になっておらず危険な状況でした。現在は、一般車とバス・タクシーを分離し、一般車や送迎車の乗降場として、10台近くの停車スペースを整備しました。乗降場については、利用できる台数が限られているため、長時間の停車は控えてください。

※くわしくは市街地整備課(☎20-1561)、管理については道路管理課(☎20-1551)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。



消費生活相談Q&A

安さで誘う脱毛エステにご注意を

Q スマートフォンでインターネットを見ていたら、月額3,980円で脱毛できるという広告に引かれ、脱毛エステに行きました。店員から、別のコースの方が期間も短くきれいになると勧められ、結局12カ月間通う35万円のコースを分割払いで契約しました。後から考えると、高額で支払うことができません。解約できるでしょうか。

A 契約書を受け取ってから8日以内であれば無条件でクーリング・オフできます。その場合、契約書の裏面に手続きの記載例が表記してありますので、はがきに必要事項を書いて簡易書留などで事業者・信販会社に送ってください。脱毛エステなどの広告では、「お試しは無料」などと提示していても、実際には高額な契約となる場合があるようです。「今日だけ特別」や「キャンペーン中」などと勧められてもすぐに契約せず、よく考えてから契約しましょう。また、「クーリング・オフのはがきの書き方が分からない」「クーリング・オフの期間を過ぎてしまった」など、困ったことや不明な点は消費生活センターに問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

出産や死亡したとき

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が42万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産した場合は、加入していた保険から支給されます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに加入していた人が、その保険をやめてから3カ月以内に死亡した場合は、加入していた保険から支給されます。

後で払い戻しが受けられます

療養費の支給

次のような場合、必要書類と印鑑を持って保険年金課に申請してください。国保連合会が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

ケース① 急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

柔道整復師(整骨院・接骨院)の かかり方

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。

看板に「健康保険取り扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。

保険が使えないとき

- 日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術

施術を受けるときの注意点

- 重複受診をしない

同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります。

- けがの原因を正しく伝える

【書類】病院などに支払った費用の領収書、診療報酬明細書

ケース② 手術などで生血による輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の証明書、領収書(採寸などの明細が書かれたもの)

ケース③ 海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書、領収明細書、日本語訳文、パスポート
移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の証明書、領収書(経路などの明細が書かれたもの)

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。

当てはまる人には治療を受けた月から2カ月後以降に通知を送付します。

こんなときにはご注意ください

第三者行為

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をして国保で医療を受ける場合は必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気と見なされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。

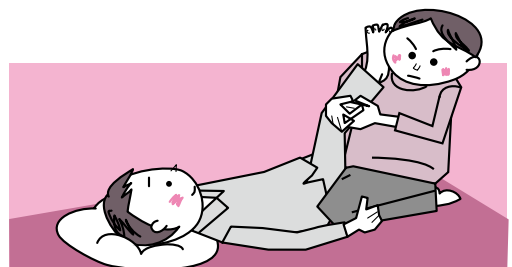
外傷性のけがではない場合(神経痛・五十肩・ヘルニアなど病気による痛み)は保険が使えません。また、仕事上のけがで労働災害に該当する場合、保険給付が行えません。

- 療養費支給申請書は本人が署名

申請書に記載されるけがの原因・けがの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、本人が署名・押印してください。

- 領収書を必ずもらう

市から送付される「医療費のお知らせ」の請求内容と合っているか確認しましょう。



※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。